

舟橋村条例第4号

舟橋村の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月13日

舟橋村長 渡辺 光

### 舟橋村の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

舟橋村の職員の給与に関する条例(昭和25年舟橋村条例第57号)の一部を次のように改正する。

第12条の2第2項第2号ロ中「41キロメートル」を「6キロメートル」に、「ハ」を「ハ及びニ」に改め、同号ニ中「34,890円」を「37,690円」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「41キロメートル」を「6キロメートル」に、「60キロメートル」を「46キロメートル」に、「24,440円」を「4,900円」に、「550円」を「610円」に改め、同号ハの次に次のように加える。

ニ 使用距離が片道46キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,290円  
に使用距離が片道46キロメートルを超える距離1キロメートルを増すごとに600円を加えた額

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。